

徳島市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年3月30日

徳島市監査委員 稲井 博
同 工藤 誠介
同 中西 裕一
同 梶原 一哉

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

教育委員会 総務課、学校教育課、給食管理室、青少年育成補導センター、社会教育課、スポーツ振興課、中央公民館、市史編さん室、徳島城博物館、教育研究所、幼稚園（富田、福島、城東、助任、千松）、小学校（富田、福島、城東、助任、加茂名）、中学校（徳島、南部）、市立高校

2 対象期間等

平成29年4月1日から12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成30年1月19日から3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

教育委員会における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

1 収入事務

- (1) 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。

2 支出事務

- (1) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。
- (2) 物品購入、施設修繕において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。

3 財産管理事務

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、使用料の算定が適正でないものがあった。

4 その他

- (1) 管理職員特別勤務手当の支給額が適正でないものがあった。